

はじめに

インターネット上の少年に有害なコンテンツ対策研究会は、平成 13 年 4 月に設置され、少年の健全育成に影響があると考えられるインターネット上の有害なコンテンツに関し、中・高校生とその保護者らに対し、インターネットの利用状況等のアンケート調査を実施するとともに、有害コンテンツの実態の状況や、これらを少年から切り離す対策等の研究を行い、その結果を「インターネット上の少年に有害なコンテンツ対策研究会報告書」（平成 14 年 3 月）に取りまとめた。

同報告書では、平成 13 年度の調査・研究の結果として、インターネット上の少年に有害なコンテンツ対策を進めるためには、家庭におけるフィルタリング・システムの普及、ISP 等コンテンツの流通に関係のある者の対応が重要であるとともに、民間団体やボランティア機関によるホットライン活動、サイバーパトロール、少年の保護に関わる者による対応の必要性、広報啓発等の推進の必要性を指摘してきた。

平成 13 年度の研究で推進の必要性が示された、フィルタリング・システムの普及については、警察では平成 14 年度警察庁予算において、都道府県警察による家庭のフィルタリング・システム普及のためのモデル事業の実施が認められており、これの推進がされているところである。また、民間の活動においても、国際エクパット発行の冊子「インターネット上の子どもの安全ガイド エクパット編」が、我が国では ECPAT/ストップ子ども買春の会により翻訳され、(財)インターネット協会の提供する無料のフィルタリング・システムの入手方法等について、紹介する等の広報啓発活動が見られた。

一方、ホットライン活動と、ISP 等のコンテンツの流通に関係のある者の対応等については、その重要性が認識されているにも関わらず、必ずしも十分に施策が採られていないところがある。

このため、平成 14 年度における本研究会では、外国のホットライン調査等を実施した上で、我が国におけるホットラインの在り方や、ホットラインから ISP 等への働きかけ等を中心に検討を行うこととした。

第1 インターネット上の少年に有害なコンテンツ対策のためのホットライン

1 インターネット上の少年に有害なコンテンツの状況

インターネット上には、違法・有害なコンテンツが氾濫しており、性や暴力等に関する極端なコンテンツですら少年が容易にアクセスできる状況になっている。また、少年がインターネットを利用して不正アクセス行為、詐欺等の非行を行う事案や、出会い系サイトに係る児童買春等の被害に遭う事案も発生しており、少年非行や少年の犯罪被害等への影響が憂慮されている。

例として、平成14年中に全国で検挙した出会い系サイトに係る児童買春事件は787件で、前年に比べ408件(107.7%)増加している。また、インターネット利用に係る児童ポルノ事件は140件で、前年に比べ12件(9.4%)増加している状況にあり、ここ数年で見ても増加傾向にある。

一方、インターネットの少年への普及状況は、平成13年に行われた中・高校生539人に対するアンケート調査(注)によれば、パソコンや携帯電話からインターネットを利用した経験があるのは89.0%となっており、少年のうち9割近くがこうした違法・有害コンテンツと触れる可能性があることになる。

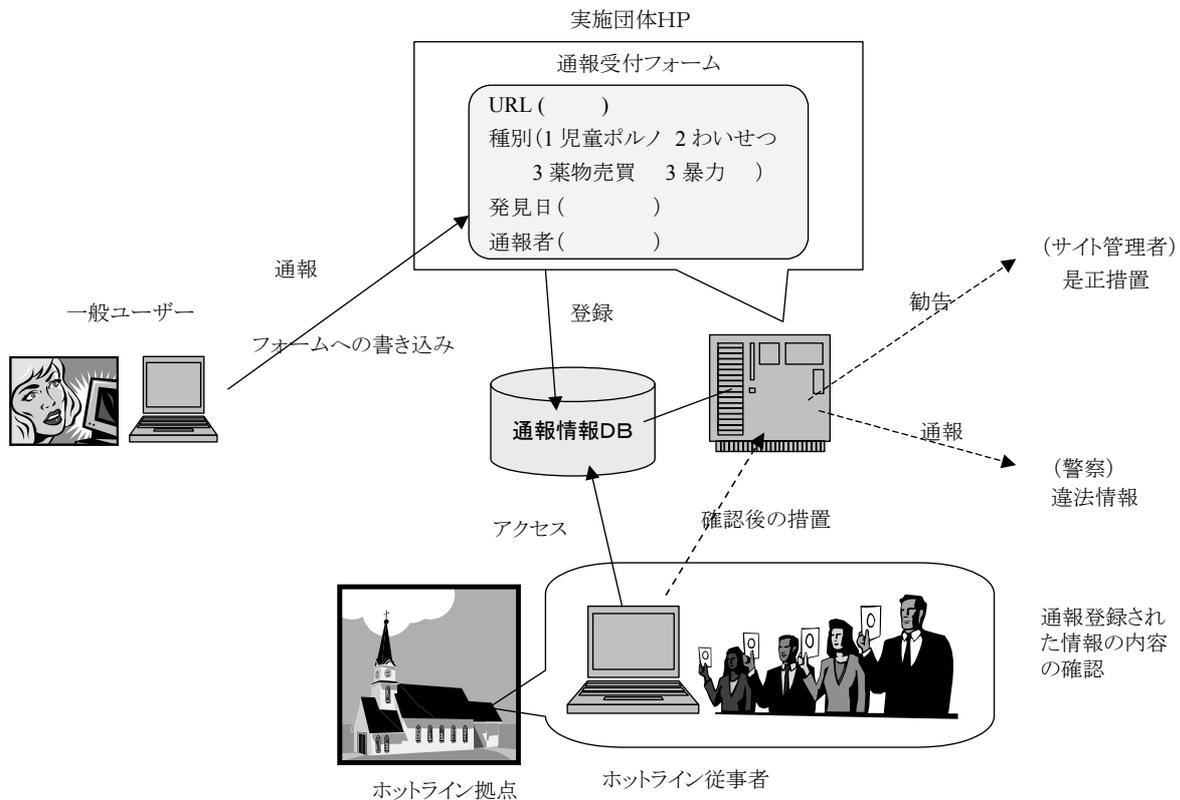
2 インターネット上の少年に有害なコンテンツ対策のためのホットラインとは

一般的にホットラインとは、種々のトラブル対応や相談のための窓口を指す場合が多いが、ここで調査研究の対象としたインターネット上の少年に有害なコンテンツ対策のためのホットラインとは、一般ユーザーがインターネット上に存在するポルノや自殺マニュアル等の有害情報のほか、児童ポルノ等の違法情報を発見した場合に、そのコンテンツのURL等の情報をホットラインに通報し、通報を受けたホットライン側では、そのコンテンツの違法性、有害性を自主的な基準に従って判断し、違法と判断されたものであれば警察に通報した上でISPに通報し、違法とは判断されないが、有害と判断されたものであればISP等のサイト管理者に対して、削除や18歳未満の者の閲覧禁止表示等の是正措置を勧告する機関である。

(有害コンテンツの取扱いをしない場合もある。)

なお、図は民間団体を主体としたホットラインの概念を表したものである。

ホットラインの概念



3 少年に有害なコンテンツ対策のためのホットラインの必要性

こうしたコンテンツに対し、警察では、「サイバーパトロール」と呼ばれる活動を行い、インターネット上のコンテンツを閲覧し、児童ポルノの公開、販売等、違法コンテンツの取締りを行っているところである。しかし、こうしたコンテンツの多くは海外のサーバーに掲載等がなされていることや、コンテンツ自体のコピー、改ざん、削除等が容易であるなど、その証拠の隠滅が図りやすい等の特性から、取締りを行うにも限界がある。加えて、違法に至らない有害と判断されるコンテンツに関しては、原則として警察の捜査権が及ばない。

一方、我が国にもインターネット上でのトラブルを解決するための団体等による活動が見られ、フィルタリング・システムの普及等の各種広報啓発活動のほか、違法なコンテンツを発見した場合の警察への通報等がなされているが、必ずしも十分な連携が行われていない現状にある。

こうした事から、少年をこれら有害なコンテンツから切り離すため、広く一般国民から違法・有害コンテンツ情報を集めるとともに、ISP等との連携のほか、外国のホットライン、警察機関等との連携を併せ持った、ホットラインの設置が我が国でも必要となっている。